

保安管理マスター制度(仮称)

目的:

鉱山が保安責任者に求める専門的な資格・知識を幅広く持つ鉱山労働者等の育成を目的とする。当該人材は、保安のみならず、鉱業の開発等も含む資源分野全体の専門的な資格・知識を併せ持つことも重要。本制度は、これら幅広い資格等を併せ持った人材に称号を与えることにより、現場における保安レベルの維持向上、鉱山保安法令等の理解促進、鉱山会社等における処遇や配置の目安としての役割を果たし、鉱山の保安確保や人材の育成・確保に寄与することを目指す。

概要:

上記目的に該当する資格等を認定組織(民間団体の協力による協議会)が調査して点数化。これらの中から取得した資格等の合計点数が一定以上の者のうち、鉱山保安法令等に関する講習会を受講し、修了試験に合格した者を「保安管理マスター」として認定し、称号を与える。

認定基準の方向性

(1)認定基準について

・認定組織は、資格等を調査し、対象となる資格等、配点及び合格基準点など、認定基準を定める。

(2)称号の取得方法

・称号については、その1)一定以上の資格を取得または、研修単位等を受講したもの。または、その2)これらのうち、認定組織の講習会(鉱山保安法令、旧国家資格の坑内・坑外・機械保安等の必要な範囲)を受講し、その修了試験を合格した者に与える。等。∞

(3)称号のレベルについて

・称号のレベルは、現場の鉱山労働者が取得できるようなものとする。一方、大規模鉱山と中小規模鉱山向けを想定し、階級を分けることが望ましいとの意見もあるが、事務が複雑になるおそれあり。

(4)資格等の種類について

・資格等の種類は、国家・民間資格、講習会、研修など幅広く想定。
・講習会、研修等は修了証等によって、認定の際に確認できるものとする。

(5)資格等の配点

・資格等の配点は、難易度、受講時間及び保安への寄与度等を考慮。

(6)更新制の資格等

・更新制の資格等については、更新を行い有効な資格等を対象とする。

(7)保安教育ガイドライン

・保安教育ガイドラインが作成された場合には、それを踏まえ、認定基準に資格等の追加を検討。

称号の活用(重要!)

(1)鉱山会社

・鉱山会社等においては処遇や配置の目安として活用。
・称号取得のインセンティブとなるよう工夫。(取得祝金等)

(2)称号取得者

・鉱山労働者等は名刺等に使用。

(3)保安院

・称号取得者は、規則第41条第1項第1号における「これと同等以上の学力を有すると認められる者」として解釈し、保安管理者の要件である経験年数を5年から3年に短縮。
・鉱山評価制度において、保安管理マスター制度を利用。

(4)業界団体

・保安教育ガイドラインに、保安管理者等が取得することが望ましい資格として位置付けることを検討。

その他

(1)申請について

・称号を取得しようとする本人が取得した資格等について、免状、修了証等の写しを申請書に添付することにより証明。

(2)更新制について

・随時、法令改正、保安技術の進展及び災害発生状況に変化があるため、称号については更新制とする。
・更新する際には、認定組織の更新講習会(修了試験なし)を更新者に受講させる。

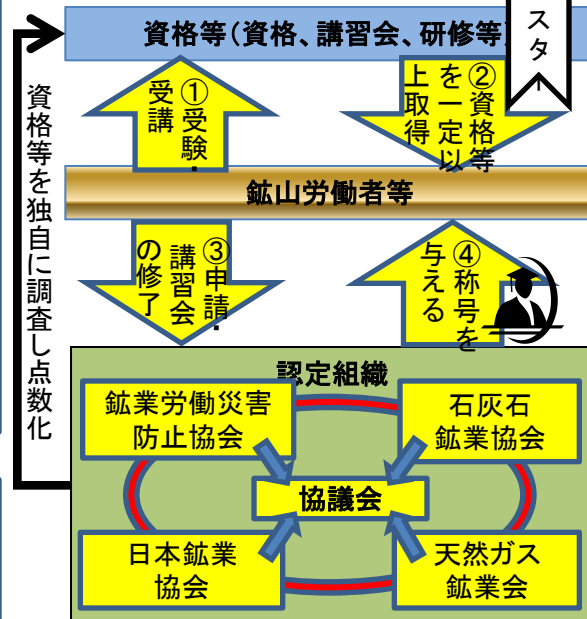
(3)認定組織の講習について

・保安院においては、鉱山保安法令に関して、職員を講師として派遣するなど支援。

(4)開催場所

・開催場所は、遠隔地や取得者を配慮し、地方ごとに開催。

スキーム図



今後の予定

- H23年度
- 6月 制度審査部会において審議。
中央鉱山保安協議会において、部会での審議結果報告。
- 7月~ 鉱業労働災害防止協会の委員会にて制度の詳細検討。
- H24年度以降
検討がまとまり次第、運用開始。

認定基準のイメージ

- ・以下の資格等の中からある一定以上の資格等を保有する者とする。
- ・以下の資格等をすべて保有する必要はなく、資格等に応じて、例えば、必須又は選択に分けることなどが考えられる。

分野	実施機関	資格等の種類	配点	取得点数
鉱山保安のための資格等	認定機関	鉱山保安法令に関する講習会（修了試験含む。）	必須	
	法定機関	作業監督者の資格		
	監督部	旧法の有資格者		
	・・・協会	リスクマネジメントに関する講習会		
	・・・協会	救急法講習会		
	・・・協会	危険予知トレーニング		
	鉱山団体等	保安教育ガイドラインと同等以上の講習会		
	鉱山団体等	火薬類に関する法定教育		
労働安全衛生法の資格等 ○	都道府県・・・登録教習機関	技能講習（鉱業と関係ないものを除く。）		
	任意	特別教育（鉱業と関係ないものを除く。）		
	・・・技術試験協会	労働安全・労働衛生コンサルタント		
鉱山保安のためのものではないが、鉱山保安と密接な資格等	法定機関	旧法の有資格者、指定鉱山労働者のみなし規定に関する資格		
	財団法人・・・センター	危険物取扱者		
	各都道府県	採石業務管理者		
	各都道府県・・・協会連合会	危険予知トレーニング		
	社団法人・・・協会	火薬類取扱従事者手帳		
	・・・	救命講習		
	任意	体感訓練教育		
鉱物資源開発関係の資格等	・・・	技術研修		
	・・・	国内人材育成事業における各研修		
	博士、修士、学位	博士号等大学で取得可能な資源系学位等		
	・・・	・・・士		
			合計点	